

おくやみ
ハンドブック

銚子市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
銚子市では、ご遺族の皆様が届出などをするにあたり、市役所を中心とした諸手続きを、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成しました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

銚子市役所 0479-24-8759（市民課市民室ダイヤルイン）

事前準備について

銚子市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時お持ちいただくもの」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人が来庁できない場合は、相続人からの委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、銚子市役所へお越しください。

来庁時お持ちいただくもの

ご遺族の方のもの

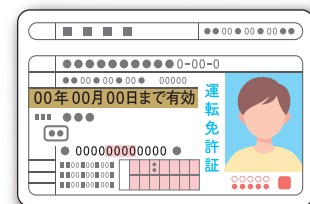
- 来庁される方の本人確認書類**（運転免許証、マイナンバーカードなど）
顔写真付きのものがない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳など計2点
- 預貯金通帳**（※相続人代表及び喪主、請求者）
※相続人や請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方のもの

- 基礎年金番号が記載されているもの**（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証**
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- 介護保険被保険者証**
※介護認定を受けていた場合は、負担割合証もお持ちください。
- 子ども医療費助成受給券**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類**（顔写真付きに限る）
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など
- 2点で本人確認できる書類**
健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、学生証 など
※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

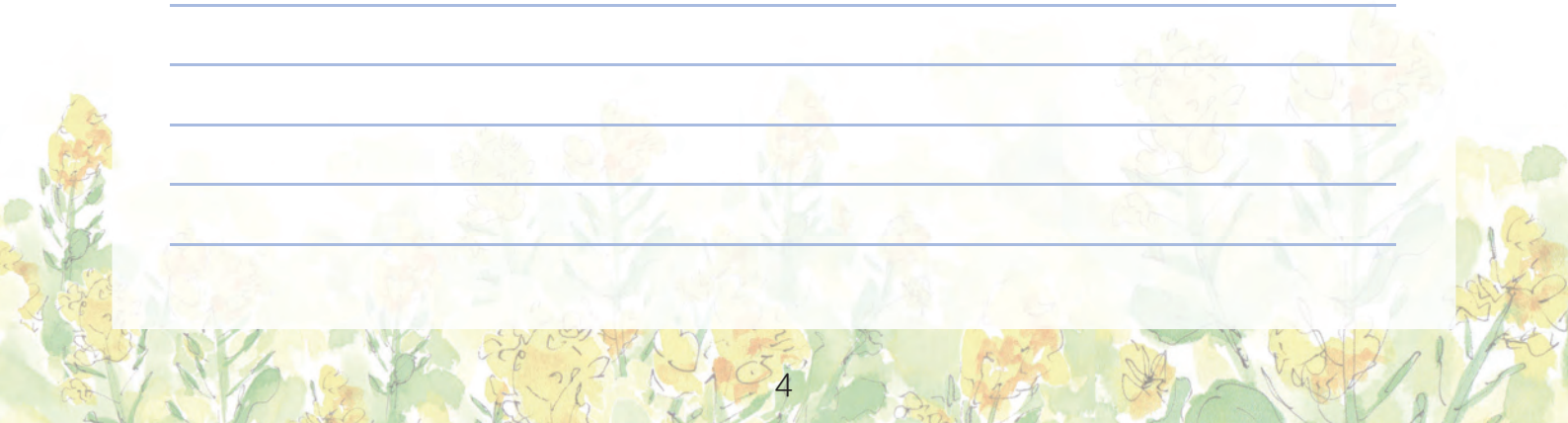
	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き (39 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	
		(41 ページ参照)
4か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (42 ページ参照)
10か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (41 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (42 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

銚子市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方をなくされ大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

Lined area for writing, consisting of horizontal blue lines.



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
1.住民登録に関する手続き	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
2.保険に関する手続き	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
3.年金に関する手続き	<input type="checkbox"/>	国民年金のみを受給していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	厚生年金や共済年金を受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	年金受給前に亡くなられた	P.12
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
4.税金に関する手続き	<input type="checkbox"/>	税金の納付が済んでいない	P.13
	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税が課税されていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	固定資産(土地・家屋・償却資産)を持っていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を持っていた	P.16
5.介護保険に関する手続き	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	介護保険に関する送付先の変更	
	<input type="checkbox"/>	在宅高齢者緊急通報システムを利用していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	市から紙おむつの給付を受けていた	
6.福祉(障がい)に関する手続き	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.22・P.23
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	P.23

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
6.福祉(障がい)に関する手続き	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券を利用していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援事業を利用していた	
7.子どもに関する手続き	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成受給券を交付されていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	保育所、認定こども園、放課後児童クラブに在籍していた	P.30
<input type="checkbox"/>	学校給食用口座振替口座の名義人であった		
8.市営住宅に関する手続き	<input type="checkbox"/>	市営住宅の名義人が亡くなられた場合	P.31
	<input type="checkbox"/>	市営住宅の同居者が亡くなられた場合	P.32
9.上下水道に関する手続き	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.33
	<input type="checkbox"/>	上下水道料金の振替口座の名義人であった	
	<input type="checkbox"/>	給水装置を所有していた	P.34
10.その他の手続き	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.35
	<input type="checkbox"/>	農地を所有している方が亡くなられた場合	
	<input type="checkbox"/>	犬の飼い主が亡くなられた場合	P.36
	<input type="checkbox"/>	空家となってしまう建物の相続人の方へ	

1. 住民登録に関する手続き

■ マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード・通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード・通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課市民室 ☎ 0479-24-8759

■ 印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（緑色の手帳）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって廃止となります。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（緑色の手帳）	市民課市民室 ☎ 0479-24-8759

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証（国民健康保険被保険者証）の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用等を防ぐために保険証を回収しています。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の保険証	市民課保険年金室 ☎ 0479-24-8955

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を執り行った喪主の方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀費用の領収書（喪主の方のお名前がフルネームで書かれていること） <input type="checkbox"/> 喪主名義の銀行口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 申請する方の顔写真付き本人確認書類	市民課保険年金室 ☎ 0479-24-8955

2. 保険に関する手続き

■ 後期高齢者医療保険に加入していた

手続き 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を執り行った喪主の方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	喪主の方または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀費用の領収書（喪主の方のお名前がフルネームで書かれていること） <input type="checkbox"/> 喪主の方の振込先通帳	市民課保険年金室 ☎ 0479-24-8958

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金のみを受給していた

手続き 未支給年金の請求または死亡届

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none">年金の受給をされていた方が亡くなられた場合、亡くなられた月までの年金を未支給年金として請求することができます。未支給年金の請求に該当する遺族がない場合、年金受給者死亡届が必要です。 <p>※日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は年金受給者死亡届の提出を省略できます。詳しくはお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none">未支給年金：速やかに（受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年以内）年金受給者死亡届：速やかに（死亡日から14日以内）
	手続き可能な人
	未支給年金：生計を同一にしていた遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 年金証書 <u>※見つからない場合は、その旨をお伝えください</u> 【未支給年金の請求】 <input type="checkbox"/> 請求者名義の金融機関の通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの） <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーカードまたは通知カード <p>※請求する方のマイナンバーが確認できない時は、亡くなられた方の除かれた住民票と請求者の世帯全員の住民票</p> <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求者が同一世帯でない場合） <p>※ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。事前にお問い合わせください。</p>	市民課保険年金室 ☎ 0479-24-8956

3. 年金に関する手続き

■ 厚生年金や共済年金を受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が受給していた年金の種類や遺族の状況により、手続き先や請求者、必要書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものを準備の上、お問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ※ 050 から始まる電話で おかけになる場合 ☎ 03-6700-1165 佐原年金事務所 ☎ 0478-54-1442 各共済組合

MEMO

■ 年金受給前に亡くなられた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
加入されていた年金の種類や遺族の要件等により、手続き先や請求者、必要書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものを準備の上、お問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ※ 050 から始まる電話で おかけになる場合 ☎ 03-6700-1165

■ 農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられた時、生計を同じくしていた遺族に未支給年金が支給されます。手続きについては、農業委員会事務局へお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 ※見つからない場合はその旨をお伝えください。 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる除籍(戸籍)謄本、請求者と亡くなられた方の関係がわかる戸籍抄本等	農業委員会事務局 ☎ 0479-24-8964

4. 税金に関する手続き

■ 税金の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納付 期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	税務課債権管理室 ☎ 0479-24-8954

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人 相続人と同居のご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課債権管理室 ☎ 0479-24-8954

MEMO

■ 市民税・県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。課税室までご連絡ください。</p>	<p>相当な期間（概ね 3 か月）</p>
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課課税室 ☎ 0479-24-8951 ※相続を放棄される場合 亡くなられた方の最後の 住所地を管轄する家 庭裁判所

MEMO

4. 税金に関する手続き

■ 固定資産（土地・家屋・償却資産）を持っていた

手続き 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の届出

手続き詳細	期 限
<p>相続人代表者指定届は、固定資産を持つ納税義務者が亡くなった場合、賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を定めていただくためのものです。固定資産現所有者申告書は、固定資産の所有者が死亡し、賦課期日（1月1日）までに相続登記が完了していない場合に、現所有者（相続人等）が納税義務者となるため、申告していただくものです。これら2つの申告書は1枚の用紙になっています。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、課税室への届出は不要です。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。（お問い合わせ先については、39ページをご参照ください。）</p>	<p>現所有者であることを知った日から4か月以内</p>
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】 原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】 遺言書の写しなど</p>	<p>税務課課税室 ☎ 0479-24-8952</p>

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を持っていた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合は、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート(紛失した場合は150円の弁償金) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 ※標識交付証明書はなくても手続き可能	相続人
	問い合わせ先
	税務課課税室 ☎ 0479-24- 8953

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 ※標識交付証明書はなくても手続き可能	相続人
	問い合わせ先
	税務課課税室 ☎ 0479-24- 8953

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証などを交付されていた場合は、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢者福祉課 資格給付班 ☎ 0479-24-8755

介護保険に関する送付先の変更

手続き 介護保険関係書類送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は送付先変更届をご提出ください。 なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。	速やかに
	手続き可能な人 相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	高齢者福祉課 資格給付班 ☎ 0479-24-8755

在宅高齢者緊急通報システムを利用していた

手続き 廃止に係る手続き

手続き詳細 亡くなられた方が使用していた装置の返還、廃止に係る届出及び利用料の納付が必要です。	期 限 速やかに
	手続き可能な人 相続人等
必要なもの <input type="checkbox"/> 緊急通報装置	問い合わせ先 高齢者福祉課 高齢者福祉班 ☎ 0479-24-8754

市から紙おむつの給付を受けていた

手続き 給付取消に係る手続き

手続き詳細 給付取消に係る届出が必要です。	期 限 速やかに
	手続き可能な人 相続人等
必要なもの 特になし	問い合わせ先 高齢者福祉課 高齢者福祉班 ☎ 0479-24-8754

6. 福祉（障がい）に関する手続き

■ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

■ 障害児福祉手当を受給していた

手続き 死亡届の提出（未払い分がある場合は口座振替申出書・未支払請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

■ 特別障害者手当を受給していた

手続き 死亡届の提出（未払い分がある場合は口座振替申出書・未支払請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

特別児童扶養手当を受給していた

【亡くなられた方が保護者の場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
 (未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは、戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本と、振込口座の通帳の写し	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

【亡くなられた方が児童の場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届(または額改定届)の提出、特別児童扶養手当証書の返還
 (未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

6. 福祉（障がい）に関する手続き

■ ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当を受給していた

手続き **ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当受給権消滅届、口座振替申出書**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
必要なもの	ご親族
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの	問い合わせ先
	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

■ 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き **自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	問い合わせ先
	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

■ 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金の請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

6. 福祉（障がい）に関する手続き

■ 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が年金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。死亡の届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

■ 重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障害者医療費助成受給券の返却及び、資格喪失届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障害者医療費助成受給券 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

福祉タクシー券を利用していた

手続き 未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細 亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	期 限 なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	問い合わせ先 社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細 亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	期 限 なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの <input type="checkbox"/> 通所受給者証	問い合わせ先 社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

6. 福祉（障がい）に関する手続き

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

地域生活支援事業を利用していた

手続き 地域生活支援事業受給者証の返却または支給決定保護者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援事業を受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援事業受給者証の返却又は保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援事業受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援事業受給者証	社会福祉課障害支援室 ☎ 0479-24-8968

7. 子どもに関する手続き

■ 児童手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、受給者の変更及び未支払いの児童手当につき、手続きが必要となります。未払い分の児童手当は児童名義の口座への振り込みとなります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
(受給者変更) 受給予定者の <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (未払い分の請求) <input type="checkbox"/> 児童名義の金融機関の通帳又はキャッシュカード	子育て支援課 ☎ 0479-24-8967

【児童が亡くなられた場合】

手続き 額改定届・受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
対象児童が亡くなられた場合で、他に対象児童がいるときは額改定(減額)の届出が必要です。また、他に対象児童がないときは、受給事由消滅の届出が必要となります。	原則、対象児童が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0479-24-8967

7. 子どもに関する手続き

■ 児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者死亡届・未支払手当の請求

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要で、児童名義の口座への振り込みとなります。	14日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童名義の金融機関の通帳又はキャッシュカード <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡を証明する書類（戸籍抄本や診断書など）	子育て支援課 ☎ 0479-24-8967

【児童が亡くなられた場合】

手続き 額改定届・資格喪失届

手続き詳細	期 限
対象児童が亡くなられた場合で、他に対象児童がいるときは額改定（減額）の届出が必要です。また、他に対象児童がいないときは、資格喪失の届出が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡を証明する書類（戸籍抄本や診断書など）	子育て支援課 ☎ 0479-24-8967

子ども医療費助成受給券を交付されていた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 変更届

手続き詳細	期 限
申請者となっていた保護者が亡くなられた場合、他の保護者へ申請者を変更する必要があるため、変更届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成受給券 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0479-24-8967

【児童が亡くなられた場合】

手続き 返納届（受給券の返納）

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成受給券を交付されていた児童が亡くなられた場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費助成受給券 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0479-24-8967

7. 子どもに関する手続き

ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた

手続き 返納届（受給券の返納）

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた方が亡くなった場合、その受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人 【保護者が亡くなった場合】 ご親族など 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方のひとり親家庭等医療費等助成受給券 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0479-24-8967

養育医療券を交付されていた

【乳児が亡くなった場合】

手続き 受給券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなった場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人 乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0479-24-8967

■ 保育所、認定こども園、放課後児童クラブに在籍していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 変更届（保護者変更）

手続き詳細	期 限
保護者が亡くなられた場合、保護者変更の届出が必要となります。保護者変更に伴い、保育料（利用料）が変更になる場合があります。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0479-24-8967

【児童が亡くなられた場合】

手続き 変更届（退所）

手続き詳細	期 限
在籍児童が亡くなられた場合、退所の届出が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0479-24-8967

■ 学校給食用口座振替口座の名義人であった

手続き 学校給食用口座振替口座の名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が学校給食費の引き落とし口座の名義人の場合、口座の変更が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 金融機関等において引き落とし口座の利用申し込みの手続き	学校給食センター ☎ 0479-24-0365

8. 市営住宅に関する手続き

■ 市営住宅の名義人が亡くなられた場合

【市営住宅の名義人が亡くなり、同居者が引き続き居住する場合】

手続き 市営住宅承継入居申請書の提出

手続き詳細	期 限
市営住宅の名義を引き継ぐ手続きが必要です。(承継入居申請) ただし、承継できない場合があります。その場合は退去の手続きが必要になります。	速やかに
	手続き可能な人
	同居者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	都市整備課都市整備室 ☎ 0479-24-8899

【市営住宅の名義人が亡くなり、同居者がいない場合】

手続き 市営住宅退去の手続き

手続き詳細	期 限
市営住宅を退去する手続きが必要です。 (部屋の片づけ、退去検査、退去届の提出)	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族など
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	都市整備課都市整備室 ☎ 0479-24-8899

市営住宅の同居者が亡くなられた場合

手続き 市営住宅同居者異動届の提出

手続き詳細	期 限
同居者異動の手続きが必要です。 (同居者異動届の提出)	速やかに
	手続き可能な人
必要なもの	名義人または同居者
	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	都市整備課都市整備室 ☎ 0479-24-8899

MEMO

9. 上下水道に関する手続き

■ 上下水道を使用していた

手続き 使用者（名義人）等の変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用者（名義人）等の場合、名義変更又は閉栓手続きが必要となります。	速やかに
また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。	手続き可能な人
※電話手続き	ご親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道料金センター ☎ 0479-30-3131

■ 上下水道料金の振替口座の名義人であった

手続き 振替口座の名義人の変更または支払方法の変更手続き

手続き詳細	期 限
振替口座の名義人が亡くなられた場合等は手続きが必要となります。	速やかに
振替口座を変更する場合は、新たに振替を希望する口座の金融機関でのお手続きになります。	手続き可能な人
支払方法を口座振替から変更する場合は、お問い合わせください。	新たに上下水道料金を振替する口座名義人等
必要なもの	問い合わせ先
振替口座を変更する場合 <input type="checkbox"/> 預金（貯金）通帳 <input type="checkbox"/> 金融機関届出印 <input type="checkbox"/> 水栓番号が確認できる書類（無くてもお手続きできます）	水道料金センター ☎ 0479-30-3131

給水装置を所有していた

手続き 給水装置所有者の変更

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が給水装置（家庭内の水道管や蛇口等）の所有者の場合、名義変更等が必要となります。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p>
	<p>新たに給水装置の所有者になれる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>個々のケースで異なりますので、お問い合わせください。</p>	<p>水道局工務室 ☎ 0479-22-7783</p>

MEMO

10. その他の手続き

■ 家財整理をしたい

手続き 東総地区クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
東総地区クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所の確認をしています。亡くなられた方の住所が確認できる書類を持参し、東総地区クリーンセンターの計量所職員に提示してください。 ※一部東総地区クリーンセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所が銚子市外の場合は搬入できません。	なし（搬入日当日にお持ちください）
	手続き可能な人
	基本的にご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）	東総地区クリーンセンター ☎ 0479-30-2311

■ 農地を所有している方が亡くなられた場合

手続き詳細	期 限
農地を所有している方がなくなられた場合、相続などで「農地の権利」を取得した方は、農業委員会に届出が必要です（農地法第3条の3第1項）。手続きの詳細については農業委員会事務局へお問い合わせください。	農地を取得したことを知った日から10か月以内
	手続き可能な人
	農地を取得した人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3第1項の届出書 <input type="checkbox"/> 相続したことが確認できる書類	農業委員会事務局 ☎ 0479-24-8964

犬の飼い主が亡くなられた場合

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が飼っていた犬がいる場合、新たに飼う方が住んでいる自治体に登録事項変更の届出が必要です。</p> <p>マイクロチップ装着犬については、環境省指定登録機関にて所有者変更を行ってください。</p>	<p>30日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>新しい飼い主</p>
<p>必要なもの</p> <p>【犬の所在地が「市内」になる場合】 犬の登録事項変更届出書の提出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要なもの <input type="checkbox"/> 犬の登録事項変更届出書 <p>【犬の所在地が「市外」になる場合】 新しい飼い主の方がお住いの市町村にて、犬の転入手続きが必要です。手続きの詳細については、お住いの市町村へご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続き内容 <input type="checkbox"/> 犬の転入手続き 必要なもの <input type="checkbox"/> 犬の鑑札 	<p>問い合わせ先</p> <p>生活環境課 ☎ 0479-24-8910</p>

空家となってしまう建物の相続人の方へ

手続き詳細	期 限
<p>近年、長期にわたって利用されない空家等が増加しており、老朽化や台風等の自然災害による倒壊や建築材の飛散、不審者の侵入や放火のおそれ、立木の繁茂等による生活環境への悪影響など、近隣にお住いの方々に大きな不安を与えかねません。</p> <p>空家等の十分な管理をせず放置した結果、事故が発生し、他人に被害を与えてしまった場合、その所有者や相続人等は、損害賠償などの管理責任を問われることがありますので、空家等の状態を定期的に点検し、敷地内の清掃や、状況によっては修繕や撤去を行うなど、適切な管理を行きましょう。</p> <p>土地や建物の所有者が亡くなった場合、亡くなった方から引き継いだ方へ名義変更をする登記をしましょう。また、相続により取得した建物を使用しない場合は、適切な管理を行い、早めの利活用を考えましょう。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人の方</p>
<p>必要なもの</p> <p>詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>都市整備課都市整備室 ☎ 0479-21-3195</p>

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生（共済）年金の請求	5年以内	亡くなられた方の年金の加入状況、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。 問合せ先 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ※050から始まる電話でおかけになる場合は ☎ 03-6700-1165 佐原年金事務所 ☎ 0478-54-1442 各共済組合

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 銚子税務署 ☎ 0479-22-1571
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

市役所外で行う主な手続き一覧

<input checked="" type="checkbox"/>	対象	主な手続き	窓口	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	健康保険	国民健康保険以外の健康保険に関する手続き	各勤務先	
<input type="checkbox"/>	厚生年金	未支給年金、遺族厚生年金の請求	請求者の住所地を管轄する年金事務所 年金相談センター	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 請求者の住所地の管轄の年金事務所 銚子市の場合は、 佐原年金事務所お客様相談室 ☎ 0478-54-1442
<input type="checkbox"/>	共済年金	未支給年金、遺族厚生年金の請求	各共済組合	
<input type="checkbox"/>	電気	契約者の名義変更・口座振替の変更	各契約先電力会社	
<input type="checkbox"/>	ガス		各契約先ガス会社	
<input type="checkbox"/>	固定電話		NTT東日本	固定電話から（局番なし）116 携帯電話から ☎ 0120-116-000
<input type="checkbox"/>	NHK受信料	契約者の名義変更・解約	NHK	フリーダイヤル ☎ 0120-15-1515 フリーダイヤルにつながらない場合 ☎ 050-3786-5003
<input type="checkbox"/>	携帯電話	契約者の名義変更・解約		
<input type="checkbox"/>	インターネット		各契約会社	
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ			
<input type="checkbox"/>	ごみ	ごみの直接搬入	東総地区クリーンセンター	☎ 0479-30-2311
<input type="checkbox"/>	相続税・所得税	相続税の申告、準確定申告	管轄の税務署	【銚子市の管轄】 銚子税務署 ☎ 0479-22-1571
<input type="checkbox"/>	相続登記	相続登記（土地や家屋の名義変更）	管轄の法務局	【銚子市の管轄】 千葉地方法務局匝瑳支局 ☎ 0479-72-0334
<input type="checkbox"/>	遺言、相続放棄	遺言の検認・開封、相続放棄の申立	管轄の家庭裁判所	【銚子市の管轄】 千葉家庭裁判所八日市場支部 ☎ 0479-72-1300

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	対象	主な手続き	窓口	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	外国人	特別永住者証明書、 在留カードの返納	東京出入国在留管 理局千葉出張所	☎ 043-242-6597
		亡くなられた方の 国籍国への手続き	在日本大使館、 領事館	
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	クレジットカードの解約	各契約会社	
<input type="checkbox"/>	預貯金	預貯金口座等の手続き	各金融機関	
<input type="checkbox"/>	株式等	株式等の名義変更	各証券会社等	
<input type="checkbox"/>	国債	国債の記名変更、 償還金受領	償還金支払場所ま たは証券保管証書 に記載の郵便局	
<input type="checkbox"/>	生命保険等	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた 生命保険会社	
<input type="checkbox"/>	損害保険	損害保険等の名義変更・ 解約	加入していた 損害保険会社	
<input type="checkbox"/>	普通自動車 (125cc超バイク含)	普通自動車の廃車・名義 変更手続き (相続)	関東運輸局 千葉運輸支局	☎ 050-5540-2022
<input type="checkbox"/>	軽自動車	軽自動車の廃車・名義変 更手続き (相続)	軽自動車検査協会 千葉事務所	コールセンター ☎ 050-3816-3114
<input type="checkbox"/>	浄化槽	名義変更・使用休止等の 各種届出	各浄化槽保守点検 業者等	
<input type="checkbox"/>	特定医療費 (指定難病) 受給者証	受給者証の返却	海匠健康福祉セン ター (海匠保健所)	地域保健福祉課 ☎ 0479-22-0206
<input type="checkbox"/>	県営住宅 入居者	名義変更・退去手続き等	千葉県住宅 供給公社	県営住宅管理部 管理課 ☎ 043-222-9182

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

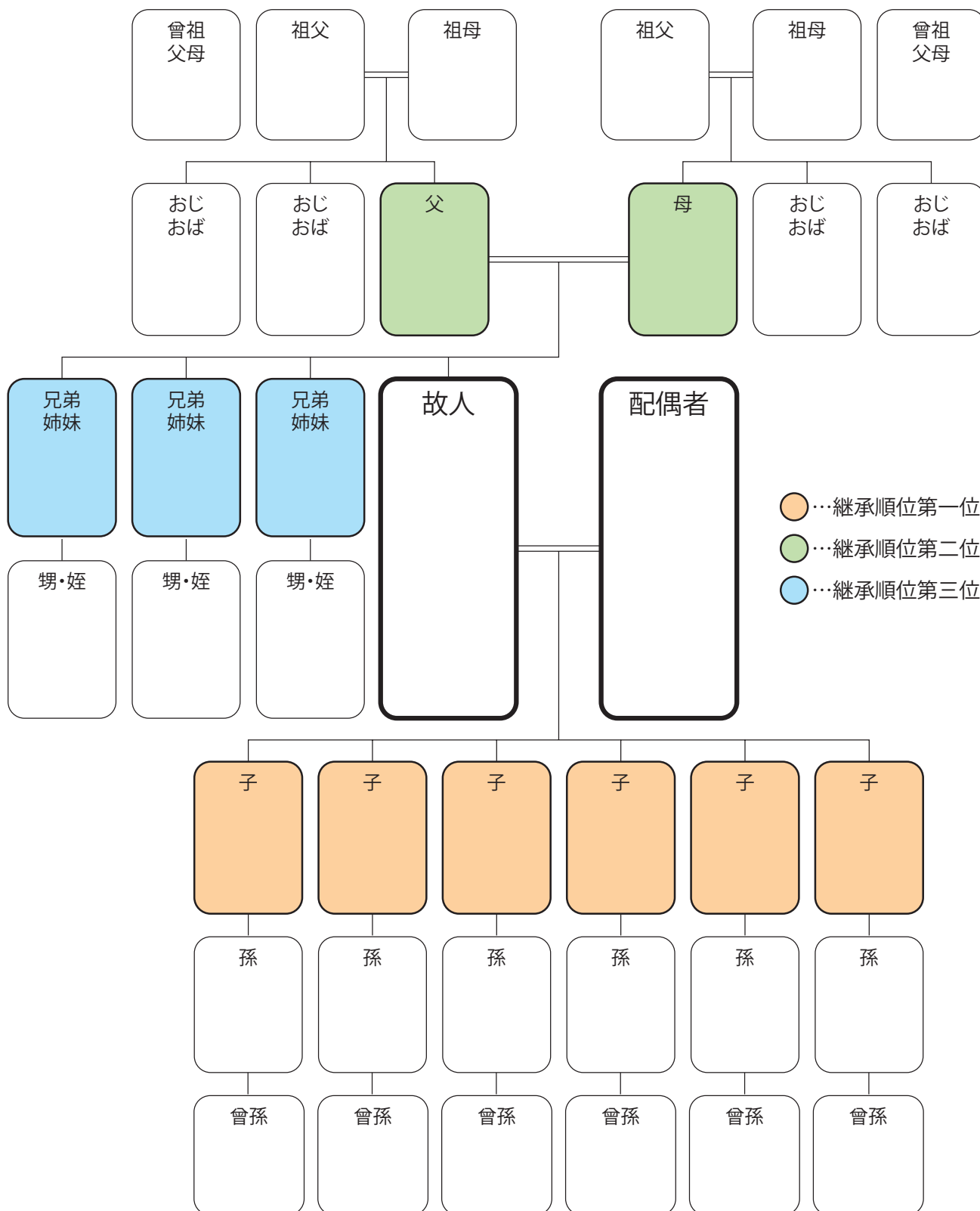
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

あなたの手続きを応援します！

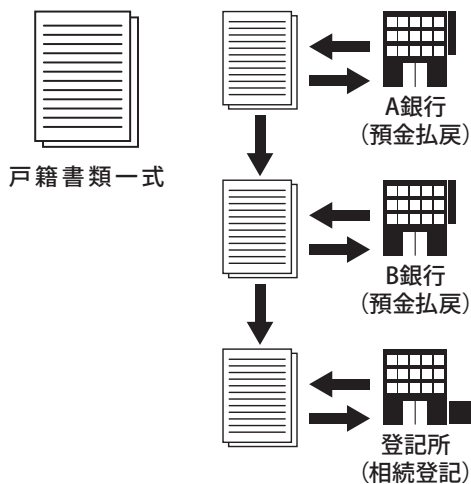
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

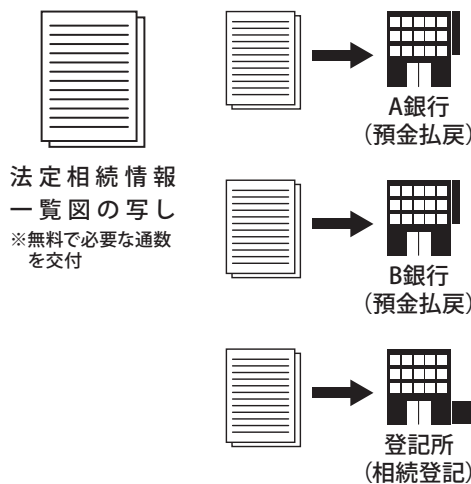
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



Q 令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A 相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります
それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



Q 相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続きをとればいいのか？

A 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



Q 相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいのか？

A ● 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



● 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

● **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



委任状

銚子市長様

令和 年 月 日

私は（窓口に来る方の住所） _____
（窓口に来る方の氏名） _____
（窓口に来る方の生年月日） _____

を代理人と定め、次の事項を委任しました。

委任内容（実際に委任する事項及び通数を具体的に記入してください。）

_____ 通
_____ 通
_____ 通

委任者（依頼する人）

住 所

生年月日

電話番号

<注意事項>

- ☆ 委任状は消えないペンで記入し、原本をお持ちください。（メール・FAX等は不可です）。
- ☆ **【氏名】は委任者本人が自署、または記名押印してください。**
※法人の場合は、代表者印を押印してください。
- ☆ 委任する各証明書の通数が書かれていない場合は1通とみなします。
税証明については、年度の指定がない場合が最新年度の証明となります。
- ☆ 少しでも不備がありますと、お受けできない場合があります。
- ☆ 委任状で個人番号（マイナンバー）、住民票コード記載の住民票を請求する場合は、委任者の住所へ郵送しますので切手を貼った返信用封筒をご用意ください。
- ☆ ご不明な点がありましたらご相談ください。

（委任内容の記載例）

- ・父〇〇の出生から死亡までの連続した戸籍
- ・父◇◇と子□□の親子関係のわかる戸籍
- ・世帯全員分のマイナンバー入りの住民票
- ・父〇〇の固定資産評価証明書 令和3年度のもの
- ・妻□□の所得証明 令和2年中の所得のもの など
- ・〇〇の身分証明書 2通
- ・母△△の除かれた住民票

※コピーして使用ください

郵送請求
専用

戸籍に関する証明書の請求書

銚子市長 様

令和 年 月 日

1. どなたの戸籍が必要ですか（銚子市に本籍がある人のみです）

本 籍			
フリガナ 戸籍筆頭者 <small>(戸籍のはじめに書かれている人です。)</small>	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
フリガナ 必要な人の名前 <small>(抄本の場合)</small>	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	

2. 何が必要ですか（必要なものを○でかこみ、通数をお書きください。）

1	戸 籍 (450円)	戸籍全部事項証明(謄本)	通	6	戸籍の附票 (350円)	全部証明(謄本)	本籍と筆頭者	在外選挙登録地	通
		戸籍個人事項証明(抄本)	通			一部証明(抄本)	本籍と筆頭者	在外選挙登録地	通
2	除 籍 (750円)	除籍全部事項証明(謄本)	通	7	除戸籍の附票 (350円)	全部証明(謄本)	本籍と筆頭者	在外選挙登録地	通
		除籍個人事項証明(抄本)	通			一部証明(抄本)	本籍と筆頭者	在外選挙登録地	通
3	改製原戸籍 (750円)	謄 本 (昭和・平成)	通	8	身分証明書 (350円)				通
		抄 本 (昭和・平成)	通			9	死亡診断書の写し (350円)		
4	記載事項証明書 (届)(350円)	通	10	廃棄済証明 (350円)				通	
5	受理証明書 (届)(350円)	通							

3. 使う人（請求者）はどなたですか

住 所			TEL
フリガナ	生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日	
1の戸籍に記載されている方と、3の使う人（請求者）との関係	<input type="checkbox"/> 戸籍に記載されている人(本 人) <input type="checkbox"/> (戸籍に記載されている人の) 夫・妻・子・孫 (の子)・父母・祖父母 使 い み ち (該当する箇所にチェックを付けてください。) <input type="checkbox"/> パスポート取得 <input type="checkbox"/> 婚姻届・転籍等 <input type="checkbox"/> 年金裁定 <input type="checkbox"/> 簡易保険請求(№) <input type="checkbox"/> 免許等許可申請 <input type="checkbox"/> 携帯電話親子割引 <input type="checkbox"/> 官公署へ提出 (法務局・裁判所) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 相続関係 [()の出生から死亡まで 各 通 ()の婚姻から死亡まで 各 通] <input type="checkbox"/> その他 (この戸籍に記載されていない兄弟・姉妹の方や第三者請求の法人など) 請 求 理 由 (該当する箇所にチェックを付けて、理由をくわしく記入してください。) <input type="checkbox"/> 権利行使・義務の遂行 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため (提出先) <input type="checkbox"/> その他 [理由]		

【その他 同封していただくもの】

- ① 手数料分の定額小為替 (定額小為替は、お近くの郵便局で購入し、無記名で送ってください。)
- ② 返信用封筒(切手を貼り、宛名[請求者の住所・氏名]を記入してください。)
- ③ 本人確認資料(運転免許証等の写し)
- ④ 死亡診断書の写しを請求する場合は、簡易保険の証書(「株式会社かんぼ」は不可)の写しを添付
簡易保険は契約日が平成19年9月30日以前のもので、死亡保険金の契約金額が100万円以上のものに限る

送付先：〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 銚子市役所市民課 戸籍班

本人確認資料等(写し)	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証(裏・表) <input type="checkbox"/> 健康保険証(国保・社保)(裏・表) <input type="checkbox"/> 在留カード(裏・表) <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 学生証(公立) <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他
-------------	--

* 基本的な人権又はプライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。
* 偽りその他不正な手段により交付をうけたときは刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。(戸籍法第133条等)

2022.01

郵送請求
専用

戸籍に関する証明書の請求書

記載例

銚子市長 様

令和 年 月 日

1. どなたの戸籍が必要ですか（銚子市に本籍がある人のみです）

本 籍	銚子市若宮町1番地1		
フリガナ 戸籍筆頭者 (戸籍のはじめに書かれている人 です。)	チョウシ タロウ 銚子 太郎	生年月日	明・大・昭・平・令 3年 1月 1日
フリガナ 必要な人の名前 (抄本の場合)		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

2. 何が必要ですか（必要なものを○でかこみ、通数をお書きください。）

1 (450円)	戸籍全部事項証明 (謄本)	1通	6 (350円)	戸籍の附票	全部証明 (謄本)	本籍と筆頭者	在外選挙登録地	通
	戸籍個人事項証明 (抄本)	通		一部証明 (抄本)	本籍と筆頭者	在外選挙登録地	通	
2 (750円)	除籍全部事項証明 (謄本)	通	7 (350円)	除戸籍の附票	全部証明 (謄本)	本籍と筆頭者	在外選挙登録地	通
	除籍個人事項証明 (抄本)	通		一部証明 (抄本)	本籍と筆頭者	在外選挙登録地	通	
3 (750円)	改製原戸籍 謄本 (昭和・平成)	1通	8	身分証明書 (350円)				通
	抄本 (昭和・平成)	通		9	死亡診断書の写し (350円)			
4	記載事項証明書 届(350円)	通	10		廃棄済証明 (350円)			
5	受理証明書 届(350円)	通						

3. 使う人（請求者）はどなたですか

住 所	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番地 xxxハイツ 〇号室		TEL	090-0000-1111
フリガナ	チョウシ イチロウ	生年月日	大・昭・平・西暦	35年 1月 1日
氏 名	銚子 一郎			
1の戸籍に記載されている方と、3の使う人（請求者）との関係	<input type="checkbox"/> 戸籍に記載されている人(本人) <input checked="" type="checkbox"/> (戸籍に記載されている人の) 夫・妻・子 孫 (の子)・父母・祖父母 使 い み ち (該当する箇所にチェックを付けてください。) <input type="checkbox"/> パスポート取得 <input type="checkbox"/> 婚姻届・転籍等 <input type="checkbox"/> 年金裁定 <input type="checkbox"/> 簡易保険請求(№) <input type="checkbox"/> 免許等許可申請 <input type="checkbox"/> 携帯電話親子割引 <input type="checkbox"/> 官公署へ提出 (法務局・裁判所) <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 相続関係 [・ (父 太郎) の出生から死亡まで 各 1 (通)] [・ () の婚姻から死亡まで 各 (通)] <input type="checkbox"/> その他 (この戸籍に記載されていない兄弟・姉妹の方や第三者請求の法人など) 請 求 理 由 (該当する箇所にチェックを付けて、理由をくわしく記入してください。) <input type="checkbox"/> 権利行使・義務の遂行 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため (提出先) <input type="checkbox"/> その他 [理由]			

【その他 同封していただくもの】

- ① 手数料分の定額小為替 (定額小為替は、お近くの郵便局で購入し、無記名で送ってください。)
- ② 返信用封筒 (切手を貼り、宛名[請求者の住所・氏名]を記入してください。)
- ③ 本人確認資料 (運転免許証等の写し)
- ④ 死亡診断書の写しを請求する場合は、簡易保険の証書 (「株式会社かんぽ」は不可) の写しを添付
簡易保険は契約日が平成19年9月30日以前のもので、死亡保険金の契約金額が100万1円以上のものに限る

送付先：〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 銚子市役所市民課 戸籍班

本人確認資料等(写し)	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証(裏・表) <input type="checkbox"/> 健康保険証(国保・社保) (裏・表) <input type="checkbox"/> 在留カード (裏・表)
	<input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 学生証(公立) <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他 []

* 基本的な権利又はプライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。
 * 偽りその他不正な手段により交付を受けたときは刑罰 (30万円以下の罰金) が科せられます。(戸籍法第133条等)

2022.01

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

遺品整理は「えんど」におまかせください。

心を込めて誠実な遺品整理をお約束します。

1K30,000円からの 安心価格でご対応!

対応エリア 千葉・東京・埼玉・神奈川・茨城



基本料金	
間取り	基本料金(税込み) / 作業時間
1K	30000円～ 2時間～
1DK	49000円～ 2.5時間～
1LDK	68000円～ 3時間～
2DK	93000円～ 3.5時間～
2LDK	118000円～ 4時間～
3DK	143000円～ 5時間～
3LDK	168000円～ 5時間～
4DK	193000円～ 5時間～
4LDK	218000円～ 5時間～

コミコミの料金体系

遺品整理に必要な作業が全て含まれております。
「わかりやすい料金体系」と「明朗会計」を心がけています。
価格一覧にある基本料金は概算の相場としてご参考いただき、
詳細の金額についてはお問合せください。



1DK作業実績例

作業時間2.5時間
費用67,000円



2LDK作業実績例

作業時間4時間
費用180,000円



遺品整理 不用品回収

えんど
<http://endent.co.jp/>

本社 千葉県市川市新井1-12-27
TEL:047-396-7778 FAX:047-396-7771
千葉北営業所 千葉県四街道市鹿放ヶ丘212-9
東京営業所 東京都中央区日本橋 2-2-3 リッシュビルUCF 4階

営業時間
8:00～19:00
(年中無休)

0800-111-7775

LINEで簡単に
問い合わせ



ID @endentto

いつかは「墓じまい」 しなければいけない・・・

遠くてなかなかお参りできない

子どもに負担をかけたくない



後継ぎがおらず今後が心配



そのお悩み、わたしたちにおまかせください！

お墓の引越し & 墓じまいくん

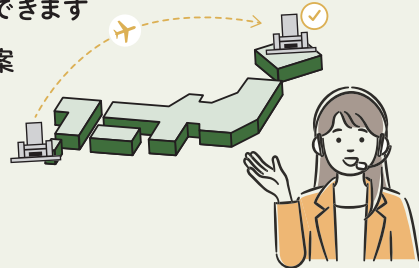
日本全国
どこでも対応

10,000カ所
以上から最適な
供養先を提案

専門スタッフ
が代行

お墓の引越し & 墓じまいくん 5つの特徴

1. 地方や郊外にあるお墓でも簡単に「墓じまい」ができます
2. あらゆる選択肢から最適な供養先をプロがご提案
3. 全国の樹木葬・永代供養墓・海洋散骨・納骨堂・一般墓をご案内可能
4. ご自身で行うよりもスムーズに執り行えます
5. 寺院との交渉や役所の手続きもお任せください



お見積り・
ご相談無料

まずはお気軽にご相談ください

詳細はホームページへ



0120-260-353

受付時間: 9:00~18:00 HP: <https://ohakahikkoshi.jp/>



運営元: 株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F

当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

**銚子市一般廃棄物
収集運搬許可業者**
茨城県、神栖市エリアも承っております。

遺品整理 一般家屋 解体工事

遺品整理

生前整理

解体工事

ゴミの
回収運搬

お片付け

こんなお悩みございませんか？

- ☑ 遠方のため自分で整理ができない
- ☑ 忙しくて作業時間がない
- ☑ 空き家となったお家をどうしよう などなど。

無料でお見積もり承ります。

☎ **0479-22-4927**

小さなことから
コツコツと..



アカネ興業

代表 多田 進哉

千葉県銚子市前宿町786-1

一般廃棄物収集運搬業 第A14040101号
解体工事業登録 千葉県知事(登-2)第0572号
茨城県知事(登-18)第237号

銚子市で相続に関するご相談は 税理士法人デプロにお任せください

相続は、様々な手続きが必要となりますが、
何をしたらよいのか分からず困っていませんか？

相続の相談お引き受けいたします。

遺言書作成、信託など
生前対策に関する
相談をしたい。

農地等の
納税猶予制度について
相談したい。



どのように遺産を
分割したらいいのか
相談したい。

事業承継や
生前贈与について
相談したい。

皆様のお悩みを解消し、円満な相続をサポートします。

お気軽にご相談ください

HPはこちらから



税理士法人デプロ (加瀬会計事務所)

〒288-0036 千葉県銚子市西小川町 297-1

E-mail : kase-shoichi@tkcnf.or.jp

TEL 0479-24-9092

平日 9:00~17:00

(事前にご連絡があれば、土日時間外の相談も可能です)



遺品整理・生前整理 ゴミ屋敷の整理 お部屋の片付け

お客様の
心に寄り添って
丁寧に作業
いたします！



🌀 こんなお悩みはございませんか？

- ✓ 片付ける時間がなくて困っている
- ✓ 荷物が多くて誰かの手を借りたい
- ✓ 女性スタッフが対応してくれるところはないかな などなど

(株) AGOT では、遺品整理士の資格を持ったスタッフが対応、ゴミ屋敷の清掃や特殊清掃、遺品の買取、ご供養、家の売却など、遺品整理に関係のある、あらゆる作業がワンストップで承ることが可能です。

お見積もりは無料・当日の追加料金一切なし

お気軽にお問い合わせください。

☎ **0120-944-633**

営業時間：8:00～20:00 (年中無休)

(株) AGOT (アゴット)
ネクストサービス千葉支店

〒264-0028 千葉市若葉区桜木 6-21-3
古物商許可証 千葉県公安委員会許可 第 441400001439 号



メモリアルフレイス鈿子

「ご供養の心をつなぐお手伝い」 お気軽にご相談ください

宗教宗派が自由

跡継ぎのいない方や、
単身の方もご利用可能

合祀式永代供養墓
お1人様10万円

個別に墓参が可能な永代供養付き
マンションタイプのお墓も
1名様25万円からご用意あり
(1~3名迄、使用期限があります)



ペットと一緒に眠れるお墓



永代使用料
25.3万円
+
石材代
88.7万円

総額
(税込み)
114万円

ペット墓併設



合祀墓利用
1体につき **3万円** (税込み)

メモリアルフレイス鈿子

経営主体：宗教法人 光厳寺

千葉県鈿子市松本町 3-861-1

☎ **0120-207-148**

営業時間：9:00 ~ 17:00

定休日：年中無休

<http://gokuyou.co.jp/>

受付管理：株式会社 清心 (せいしん)
〒271-0051 千葉県松戸市馬橋 1790

ご見学は
随時可能です
が
ご案内には
ご予約が必要です

ホームページ



本誌ご持参のうえご購入いただいた方、家紋彫刻無料(当霊園内のご成約墓石に限る)

発 行 銚子市
編集 / 制作 株式会社鎌倉新書
令和5年9月

広告に関しては、銚子市が推奨するものではありません。

